

令和6年度 宮古市任期付職員採用試験案内

■試験申込受付期間

令和6年4月18日（木）
～5月15日（水）

【問い合わせ先】

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市総務部総務課職員係
電話0193-62-2111（内線4216）
URL <https://www.city.miyako.iwate.jp>
E-mail somu@city.miyako.iwate.jp

宮古市任期付職員の採用試験を次のとおり行います。

〔任期付職員とは〕

行政の高度化・専門化に対応するため、専門的知識・経験等を有する人や一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる仕事に従事する人を、任期を定めて採用するものです。

1 採用予定職種、人数及び受験資格

試験職種	採用予定人数	業務内容	受験資格
任期付 土木技師	若干名	市営土木工事に関する設計、積算、監督業務等	官公庁又は民間事業所等において、土木実務「CADシステムによる設計のほか、積算及び監督業務等」の経験が3年以上ある人（U・I・Jターンを考えている人を含む。年齢制限なし）
任期付 建築技師	若干名	市営建築工事に関する設計、積算、監督業務等	建築主事任用資格、1級建築士資格若しくは2級建築士資格を有し、かつ、官公庁又は民間事業所等において建築実務「CADシステムによる設計のほか、積算及び監督業務等」の経験が3年以上のある人（U・I・Jターンを考えている人を含む。年齢制限なし）
任期付 保健師	若干名	保健師としての専門的業務等	保健師資格を有しており、官公庁、民間企業等で職務経験が3年以上ある人（U・I・Jターンを考えている人を含む。年齢制限なし）
任期付 歯科衛生士	若干名	歯科衛生士としての専門的業務等	歯科衛生士免許を取得済みで、官公庁、民間企業等で職務経験が3年以上ある人（U・I・Jターンを考えている人を含む。年齢制限なし）

※ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②宮古市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

（注）任期付職員の任期は、採用の日から令和8年3月31日までです。ただし、本人の同意を得て採用日から5年を超えない範囲内で任期を更新することもあります。

2 試験の日時

第1次試験 （書類選考）	提出された職務経歴書等に基づき、応募資格の有無、職歴経験について審査のうえ選考
最終試験 （面接試験）	日時：令和6年5月下旬～6月上旬（予定） 会場：宮古市役所（試験室については、第1次試験の合格通知においてお知らせします）

3 受験申込書の請求

直接請求	宮古市役所4階総務課、田老・新里・川井総合事務所で配布します。 また、宮古市のホームページからもダウンロードできます。
郵便請求	封筒の表に希望職種（上記1試験職種）を赤字で明記し、120円切手を貼付したA4判返信用封筒（角2）を同封し、請求してください。

4 受験申込書類、受験申込先及び受付期間

受験申込書類	○職員採用履歴書（別紙様式1）・・・1部（※注意:所定の箇所に顔写真を貼付のこと） ○職務経歴書（別紙様式2）・・・1部 ○自己PRカード（別紙様式3）・・・1部
申込先	〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号 宮古市総務部総務課職員係
持参の場合	・受付期間：令和6年4月18日（木）～5月15日（水） ・受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）
郵送の場合	令和6年5月15日（水）午後5時15分 必着

5 試験の方法及び内容

第1次試験	書類選考
最終試験	人物試験（エントリーシートによる個別面接） 身体検査（過去1年以内の健康診断書の写し、又は指定した健康診断書の提出による）

※最終試験で使用するエントリーシートは、第1次試験の合格者に郵送します。

6 合格者の判定方法

第1次試験	提出された「職員採用履歴書」、「職務経歴書」、「自己PRカード」から、資格の有無等を審査し、基準を満たした方を合格者とします。
最終試験	身体検査及び個別面接5段階評価による得点合計の上位者を合格者とします。

7 試験結果の通知

- 試験の可否については、受験者全員に通知します。
- 宮古市個人情報保護条例の規定に基づき、口頭で開示請求することもできます。

試験内容	開示請求できる人	開示内容	開示時期・時間	開示場所
最終試験	不合格者	得点	試験結果の発送日（消印日）から起算して1ヶ月間 土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分	宮古市 総務部 総務課

※開示請求の際、電話・はがき・代理人等による請求はできませんので、受験票又は受験者本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等）を持参の上、受験者本人が、直接開示場所へお越しください。

8 給与・勤務時間

初任給	給料は、宮古市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の規定に基づき、経験年数、経歴等を勘案して決定します。給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
福利厚生	年次有給休暇、社会保険等は常勤職員と同等です。
勤務時間	1日の勤務時間は、7時間45分、週の勤務時間は38時間45分です。